

農用地土壌汚染対策地域の
指定解除について（案）

令和6年2月
宮 崎 県

目 次

ページ数

第 1 対策地域の指定解除

1 指定解除の地域	1
2 法的根拠	1

第 2 指定解除までの経緯と理由

1 対策地域の指定	1
2 対策計画の策定	2
3 汚染を除去するための事業の実施	2
4 事業実施後の対策地域調査の実施	2
5 指定解除の理由	3

(添付図面)

・ 農用地土壌汚染対策地域位置図	4
------------------	---

農用地土壌汚染対策地域の指定解除について

第1 対策地域の指定解除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定した高千穂町岩戸川流域の東岸寺及び土呂久の農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）について、法第4条第1項の規定に基づき指定を解除する。

1 指定解除の地域

地域名	岩戸川流域（東岸寺）	岩戸川流域（土呂久）
面積	53.32 h a	13.50 h a

※ これにより県内で指定されている対策地域が全て解除される。

2 法的根拠（法第4条第1項）

都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

第2 指定解除までの経緯と理由

1 対策地域の指定

地域名	岩戸川流域（東岸寺）	岩戸川流域（土呂久）
指定年月日	昭和50年9月16日 (昭和50年宮崎県告示第1315号)	昭和54年12月1日 (昭和54年宮崎県告示第1511号)
汚染物質	カドミウム	砒素
所在地	別添位置図の赤線で囲んだ地域	
面積	53.32 h a	13.50 h a

※ 指定要件

カドミウム：地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1 k gにつき0.4m gを超えると認められる地域

砒素：地域内の農用地の土壌に含まれる砒素の量が土壌1 k gにつき15m g以上であると認められる地域

2 対策計画の策定

県は両地域について、法第5条第4項の規定に基づき農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を国の同意を得て策定した。

地域名	岩戸川流域（東岸寺）	岩戸川流域（土呂久）
策定年月日	昭和51年12月20日	昭和55年10月13日

3 汚染を除去するための事業の実施

県及び高千穂町は対策計画に基づき、排土・客土方式等によって土地改良法に基づく公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）を以下のとおり実施した。

地域名	岩戸川流域（東岸寺）	岩戸川流域（土呂久）
事業期間	昭和51年度～昭和53年度	昭和55年度～昭和59年度
指定面積	53.32 h a	13.50 h a
公特事業実施面積	30.22 h a	10.00 h a

※ 田以外の土地は、国の通知（平成22年環境省水・大気環境局土壌環境課長通知環水大土発第100630002号、以下「国通知」という。）により、対策事業の実施によらなくても指定の解除が可能

4 事業実施後の対策地域調査の実施

公特事業実施後、令和4年度まで「対策地域調査」を実施した。

事業実施後は直ちに基準値を下回ったことが確認され、指定解除の要件となる直近3か年についても基準値を下回っている。

○ 直近3か年のデータ

	岩戸川流域（東岸寺）		岩戸川流域（土呂久）	
	玄米中のカドミウム濃度（mg/kg） ※基準値0.4mg/kg		土壌中の砒素濃度（mg/kg） ※基準値15mg/kg	
	最高値	最低値	最高値	最低値
R 2	0.013	<0.009	2.4	2.4
R 3	0.025	0.009	2.7	2.4
R 4	0.009	0.009	1.8	1.4

5 指定解除の理由

(1) 法的基準

岩戸川流域（東岸寺）	岩戸川流域（土呂久）
① 公特事業完了後、対策地域調査を行った結果、生産された米1kgにつき0.4mgを超えるカドミウムを含む米が認められない状態が3年間継続することを確認したことから、国通知により、指定の解除が可能である。	① 公特事業完了後、対策地域調査を行った結果、農用地の土壌1kgにつき15mgを超える砒素を含む土壌が認められない状態が3年間継続することを確認したことから、国通知により、指定の解除が可能である。
② 対策地域のうち、30.22haについては、汚染を解消するための客土（公特事業）を完了した。また、公特事業の対象外となった23.10haは、田以外の土地である。	② 対策地域のうち、10.00haについては、汚染を解消するための客土（公特事業）を完了した。また、公特事業の対象外となった3.50haは、田以外の土地である。

(2) 高千穂町の意見

指定解除にあたり法第4条第2項の規定に基づき、高千穂町の意見を照会した結果、令和6年1月31日付けで、解除に対する同意を得た。

以上の結果から、指定要件は解消しており、高千穂町からの同意も得ていることから、当該地域について法第4条第1項の規定に基づき事実の変更があったので指定解除を行う。

農用地土壤汚染対策地域 位置図

